

# 兵庫県公報

令和3年2月2日 火曜日 第178号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○管理理容師資格認定講習会の指定（生活衛生課）	1
○管理美容師資格認定講習会の指定（同）	2
○土地改良区の定款の変更認可（農地整備課）	3
○家畜伝染病の発生（畜産課）	3
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	4
○知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）	4
○同上（同）	7
○東播都市計画道路事業の事業計画の認可（令和3年近畿地方整備局告示第1号）（道路街路課）	7
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	8
○昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部改正（建築指導課）	8
○総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（東播磨県民局）	8
○知事許可漁業の制限措置の内容等（但馬県民局）	9
○同上（同）	9
○同上（同）	10
○同上（同）	11
○同上（同）	13
○同上（同）	14
○道路の位置指定（淡路県民局）	16
<b>公 告</b>	
○令和3年度播磨臨海地域道路計画調査業務に係る公募型プロポーザルの実施（道路企画課）	17
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	18
○落札者等の公示（同）	18
<b>病院局公告</b>	
○落札者等の公示	19
○同上	19
○同上	20
○同上	20
○同上	21

## 告 示

### 兵庫県告示第100号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 主催者の名称及び住所  
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原至雅  
住所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階
- 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地  
名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和3年8月23日(月)	令和3年10月4日(月)
第2日	令和3年8月30日(月)	令和3年10月11日(月)
第3日	令和3年9月13日(月)	令和3年10月18日(月)

4 講習会場の名称及び所在地等

名称 兵庫県農業共済会館  
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3  
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
理容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
10名	10名

7 受講料

1人 16,000円

8 受講資格

理容師の免許を受けた後3年以上理容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401  
 電話 (06) 6942-6453



**兵庫県告示第101号**

美容師法(昭和32年法律第163号)第12条の3第2項の規定により、管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 主催者の名称及び住所

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター 理事長 上原至雅  
 住所 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビルB棟9階

2 会場の運営及び設営の窓口となる機関の名称並びに所在地

名称 公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
 所在地 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401

3 講習日程

日程	第1回	第2回
第1日	令和3年8月23日(月)	令和3年10月4日(月)
第2日	令和3年8月30日(月)	令和3年10月11日(月)

第3日	令和3年9月13日(月)	令和3年10月18日(月)
-----	--------------	---------------

- 4 講習会場の名称及び所在地等  
 名称 兵庫県農業共済会館  
 所在地 神戸市中央区下山手通4-15-3  
 電話 (078) 332-7165

5 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
公衆衛生	4時間
美容所の衛生管理	14時間

6 講習予定人員

第1回	第2回
90名	90名

7 受講料

1人 16,000円

8 受講資格

美容師の免許を受けた後3年以上美容の業務に従事した者

9 受講についての問合せ先

公益財団法人理容師美容師試験研修センター近畿ブロック事務所  
 大阪市中央区谷町1-3-1 双馬ビル4階401  
 電話 (06) 6942-6453



**兵庫県告示第102号**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。  
 令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
赤穂土地改良区	令和3年1月13日
尾崎土地改良区	同
東徳久地区土地改良区	同
岩見の里土地改良区	同
山田土地改良区	令和3年1月15日



**兵庫県告示第103号**

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第1項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 家畜伝染病の種類	ヨーネ病
2 家畜の種類	山羊
3 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数	患畜 18頭
4 発生場所	丹波市
5 発生年月日	令和3年1月8日(1頭)、同月15日(17頭)
6 その他参考となるべき事項	リアルタイムPCR検査により発見



**兵庫県告示第104号**

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
 令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
 淡路市郡家字居屋敷851の1、字上勝合谷872、1225の1、字小谷875、876の1、字由谷1223、1221の2・1221の7(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
  - 2 指定の目的  
 土砂の崩壊の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度  
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、淡路県民局洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)



**兵庫県告示第105号**

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
二見町 播磨町 東播磨	手繰第1種漁業 沖廻手繰網漁業	別記1の3	周年	別記2	5トン未満	1隻	定めなし

	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第3種漁業 石こぎ網漁業	別記1の4	10月20日から 翌年5月31日 まで				
仮屋 森	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の5	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及 び2	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の6	周年				
岩屋	手繰第2種漁業 こぎ網漁業	別記1の7	周年	同上	同上	1隻	同上
	手繰第2種漁業 ちんこぎ網漁業	同上	同上				
	手繰第2種漁業 いかなごぱっち 網漁業	別記1の1及 び2	2月5日から 7月15日まで				
	その他の小型機 船底びき網漁業 板びき網漁業	別記1の8	周年				

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年2月3日から同年3月5日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年3月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次の表に掲げる内容の条件を付けることがある。

地区	条件
二見町、播磨町、東播磨	別記3の2から4まで、6から9まで、12から14まで、16から18まで、20、21
仮屋、森	別記3の1、4から11まで、14、15、19、22
岩屋	別記3の1、4から11まで、14、15、19、22

別記1 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く」とある操業区域については、協定等により

漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

- 1 神戸市須磨区妙法寺川河口右岸から174度の線、淡路市仮屋港南防波堤灯台中心点から大阪府泉大津市泉大津沖埋立処分場2号灯中心点を見通した線、神戸市垂水区平磯灯標中心点から174度の線及びその延長線並びに神戸市の海岸線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から1,000メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 2 北緯34度33分56秒東経135度1分5秒の点（淡路市赤崎）から123度の線、同市津田の鼻突端から123度（マイルポスト見通線）の線の間にあつて最大高潮時海岸線から2,000メートルの距離の線によって囲まれた海域。ただし、共同漁業権の区域及び最大高潮時海岸線から500メートルの距離の線以内の海域を除く。
- 3 明石市古波止と淡路市富島港西防波堤灯台を結ぶ線から東播磨港伊保灯台と姫路市上島灯台を見通す線までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 4 東播磨港別府東防波堤灯台と播磨灘北航路第10号灯浮標を結ぶ線、同第10号灯浮標から姫路市松島灯台を見通した線及び高砂市、姫路市界から姫路市上島灯台を見通した線の3直線によって囲まれた区域。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 5 洲本市小路谷から淡路市松帆までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 6 洲本市小路谷から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 7 淡路市志筑から同市室津までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 8 大阪湾における禁止解除区域のうち淡路市志筑から淡路市赤崎（北緯34度33分56秒、東経135度1分5秒）までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

#### 別記2 推進機関の馬力数

48キロワット又は旧漁船法馬力数（漁船法施行規則の一部を改正する省令（平成13年農林水産省令第153号）による改正前の漁船法施行規則（昭和25年農林省令第95号）に基づいて算出した馬力数をいう。）15馬力以下

#### 別記3 条件

- 1 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。ただし、手繰第2種漁業いかなごばち網漁業については、操業区域のとおりとする。
- 2 最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の海面においては、操業してはならない。
- 3 手繰第1種漁業及び手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 4 滑走装置を備えた漁具を使用してはならない。
- 5 手繰第2種漁業は、同時に使用する網の数は2帖を超えてはならない。
- 6 たちうおを目的として操業してはならない。
- 7 たこつぼ漁業、いいだこつぼ漁業、いかせん漁業及び延縄漁業の操業を妨げてはならない。
- 8 手繰第2種漁業は、鉄鎖以外の金属性の沈子、前沈子を使用してはならない。
- 9 手繰第2種漁業に使用する手木の高さは60センチメートルを超えてはならない。
- 10 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは20メートルを超えてはならない。
- 11 手繰第2種漁業で16メートル以下の張木を使用するときは、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 12 手繰第2種漁業に使用する張木の長さは16メートルを超えてはならない。
- 13 手繰第2種漁業は、漁具を曳網する曳網は、1本を超えてはならない。
- 14 ちんこぎ網漁業に使用する鉄鎖は、太さ12ミリメートル、本数2本を超えてはならない。
- 15 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業を操業してはならない。
- 16 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、手木と張木が一体をなす構造にあつては、金属製手木を使用してはならない。
- 17 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、たこつぼ漁業及びいかせん漁業との調整に関する協定を遵守しなければならない。
- 18 張木の長さ7メートル未満のちんこぎ網漁業は、淡路市室津、尾崎界と播磨灘航路第5号灯浮標を結ぶ線以南の淡路西浦地先海面においては、操業してはならない。
- 19 板びき網漁業は、午後3時30分から翌日午前3時30分に至る間は、操業してはならない。
- 20 手繰第3種漁業は、次表の上欄の期間につき、それぞれ下欄の時間以外は、操業してはならない。

期間	3月から4月まで	5月から8月まで	9月から10月まで	11月から翌年2月まで
時間	午前5時から 午後7時まで	午前4時から 午後8時まで	午前5時から 午後7時まで	午前6時から 午後6時まで

- 21 手繰第3種漁業で同時に使用する桁網は5丁を超えてはならない。なお、同時に桁網を2丁以上使用する場合は、桁の幅は2メートル58センチメートルを超えてはならない。また桁網の数が1丁の場合は、桁の幅は3メートル60センチメートルを超えてはならない。
- 22 板びき網漁業に使用する板の大きさは、長さ1メートル25センチメートル、幅60センチメートルを超えてはならない。



**兵庫県告示第106号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第12号に掲げたたこつぼ漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区名	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
阿万	たこつぼ漁業	別記	周年	定めなし	定めなし	1隻	定めなし

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年2月3日から同年3月5日まで

3 備考

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年12月31日までとする。

別記 操業区域

南あわじ市阿万船合の鼻から同市潮崎までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。



**兵庫県告示第107号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（令和3年近畿地方整備局告示第1号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.4.3号国道2号線
- 施行者の名称  
兵庫県
- 事務所の所在地  
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 事業地の所在

(1) 収用の部分

加古川市野口町坂元字坂之下及び坂元字住塚並びに加古川町平野、平野字高見、平野字一ノ橋、平野字東長、平野字子々町、平野字子延田及び平野字中ノ橋地内

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第108号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年2月2日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年2月2日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 姫路上郡線	姫路市相野字日和田413番から 同市相野字日和田405番1まで	旧	9.0から 10.0まで	52.0	
		新	9.0から 11.0まで	52.0	
県道 付城細江線	姫路市苫編南二丁目363番1から 同市苫編南二丁目363番1まで	旧	7.0から 7.0まで	29.0	
		新	8.0から 9.0まで	29.0	



**兵庫県告示第109号**

昭和46年兵庫県告示第223号（建築計画概要書等の閲覧の場所及び閲覧に関する規程）の一部を次のように改正し、令和3年1月1日から施行する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

第1条中「第11条の4第3項」を「第11条の3第3項」に改める。



**兵庫県告示第110号**

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和3年2月2日

東播磨県民局長 伊藤裕文

- 指定する貯水施設の所在地  
加古郡播磨町北古田1丁目743
- 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
古田水利組合	加古郡播磨町古田3丁目4番20号	三宅孝英



3 指定する理由

地域の治水対策として、特に必要があると認められるため。



**兵庫県告示第111号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第1種漁業（機船手繰網漁業）につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
手繰第1種漁業 (機船手繰網漁業)	別記1	9月1日から翌年5月31日まで	定めなし	10トン以上 15トン未満	定めなし	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月2日から令和6年2月29日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年9月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和6年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）により沖合底びき網漁業の操業が禁止されている海域で操業してはならない。」旨の条件を付することがある。

別記1 操業区域

兵庫県日本海海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

（注）協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）、又は美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者



**兵庫県告示第112号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、同法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業のうち、手繰第2種漁業（自家用餌料びき網漁業）につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区	制限措置

	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	隻数	漁業を営む者の資格
但馬	手繰第2種漁業 (自家用餌料びき網漁業)	別記1の1	3月1日から 12月31日まで	定めなし	10トン未満	定めなし	別記2の1
浜坂	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	別記2の2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月2日から令和5年9月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和5年12月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付することがある。

- ア 漁獲物の種類は餌料用えびに限る。
- イ 漁獲物は他に売却してはならない。

別記1 操業区域

- 1 豊岡市及び美方郡香美町の地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。
- 2 美方郡新温泉町地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

(注) 協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡城崎町、同郡竹野町）又は美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあつては城崎郡香住町）の船舶に限る。）を使用する者
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあつては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者



兵庫県告示第113号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第8号に掲げる敷網漁業のうち、かわはぎ網漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

制限措置						
漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
かわはぎ網漁業	別記1	1月1日から12月31日まで	定めなし	10トン未満	定めなし	別記2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月2日から令和5年11月30日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和6年2月29日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付することがある。

- ア 使用するかわはぎ網の数は2個以内とする。
- イ 使用するかわはぎ網の直径は2メートル以内とする。
- ウ 集魚灯を使用してはならない。

別記1 操業区域

兵庫県日本海海面。ただし、第2種共同漁業権の区域を除く。

別記2 漁業を営む者の資格

次に掲げる各号を全て満たす者

- (1) 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者
- (2) 但馬海区において、第2種共同漁業権に基づきかわはぎ網漁業を営む資格を有する者



兵庫県告示第114号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第16号に掲げるせん漁業のうち、大型雑魚かご漁業につきその許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

地区		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	津居山	大型雑魚かご漁業	別記1の1	3月1日から11月30日まで	定めなし	10トン未満	定めなし	別記2の1
2	竹野	同上	別記1の2	同上	同上	同上	同上	別記2の2
3	柴山	同上	別記1の3	同上	同上	同上	同上	別記2の3
4	香住	同上	別記1の4	同上	同上	同上	同上	同上
5	鎧	同上	別記1の5	同上	同上	同上	同上	同上
6	余部	同上	別記1の6	同上	同上	同上	同上	同上
7	三尾	同上	別記1の7	同上	同上	同上	同上	別記2の4
8	浜坂芦屋	同上	別記1の8	同上	同上	同上	同上	同上
9	諸寄釜屋	同上	別記1の9	同上	同上	同上	同上	同上
10	居組	同上	別記1の10	同上	同上	同上	同上	同上

- 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間  
令和3年2月2日から令和5年8月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年3月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和5年11月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付することがある。

ア 水深50メートル以深の海域で操業してはならない。

イ 使用するかごの数は15個以内とする。

ウ かごに使用する網の内径は6センチメートル以上でなければならない。

エ 餌を使用してはならない。

オ かごの規格は、縦120センチメートル以上140センチメートル以下、横120センチメートル以上140センチメートル以下、高さ60センチメートル以上70センチメートル以下の角形のものとする。

別記1 操業区域

- 1 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線以東の兵庫県海面
- 2 豊岡市瀬戸と同市竹野町田久日界の御持ちの滝から真方位353度40分を見通した線と、美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 3 美方郡香美町香住区相谷字シキの尾5番地の5押廻鼻北端から真方位358度40分を見通した線と、同郡同町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 4 美方郡香美町香住区沖浦長ツロ479番地と同郡同町香住区境今子谷632番地の1との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 5 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 6 美方郡香美町香住区下浜水ヶ浦1534番地と同郡同町香住区鑑松ヶ崎493番地との界から真方位353度40分を見通した線と、最大高潮時海岸線における同郡同町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 7 美方郡香美町香住区余部字御崎ヲトシ通り岩北端から真方位353度40分を見通した線と、同郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結んだ線との間の兵庫県海面
- 8 最大高潮時海岸線における美方郡香美町と同郡新温泉町の界から真方位353度40分を見通した線と、同郡同町芦屋地先ウラ門崎突端から真方位353度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 9 美方郡新温泉町芦屋地先東矢城東端から真方位353度40分を見通した線並びに同東端、西端及び西端から真方位173度40分を見通した線と対岸との交点を結ぶ線と、最大高潮時海岸線における同郡同町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線との間の兵庫県海面
- 10 最大高潮時海岸線における美方郡新温泉町釜屋居組界から真方位333度40分を見通した線以西の兵庫県海面

別記2 漁業を営む者の資格

- 1 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者
- 2 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡竹野町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者
- 3 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者

4 県内に住所を有し、兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者で、操業区域に含まれる共同漁業権の行使権を有する者又は当該漁業権者から同意を得た者



**兵庫県告示第115号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分	制限措置						
	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
兵庫県 10トン以上船	小型いか釣り漁業	別記1	別記2	定めなし	10トン以上 30トン未満	3隻	別記3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月2日から同年3月19日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、令和3年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和4年4月30日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付することがある。

ア 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示しなければならない。

イ 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない。

別記1 操業区域

北緯36度線以北の兵庫県日本海海面

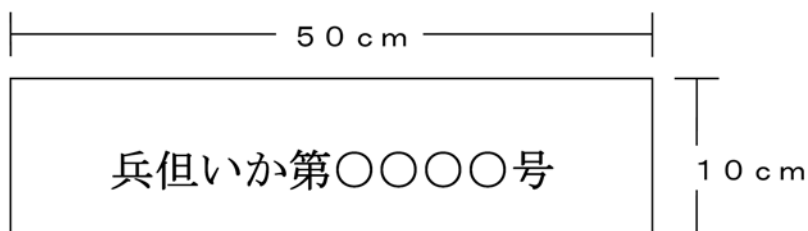
別記2 漁業時期

北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内においては、5月1日から翌年2月末日まで。それ以外の海域においては1月1日から12月31日まで。

別記3 漁業を営む者の資格

兵庫県知事の漁船登録を受けた船舶（主たる根拠地が豊岡市（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡城崎町、同郡竹野町）、美方郡香美町（平成17年3月31日以前に登録された船舶にあっては城崎郡香住町）、又は美方郡新温泉町（平成17年9月30日以前に登録された船舶にあっては美方郡浜坂町）の船舶に限る。）を使用する者

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。



**兵庫県告示第116号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第20号に掲げる小型いか釣り漁業のうち、漁船法（昭和25年法律第178号）第10条に基づき兵庫県以外の都道府県知事の備える漁船原簿に登録を受けた船舶を使用するものにつき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

区分		制限措置						
		漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	船舶の数	漁業を営む者の資格
1	鳥取県 島根県 京都府 10トン未満船	小型いか釣り漁業	別記1の1	別記2の1	定めなし	5トン以上 10トン未満	3隻	別記3の1
2	鳥取県 島根県 京都府 10トン以上船	同上	別記1の2	別記2の2	同上	10トン以上 30トン未満	11隻	別記3の2
3	上記以外	同上	別記1の3	同上	同上	5トン以上 30トン未満	38隻	別記3の3

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年2月2日から同年3月19日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、次表に掲げるとおりとする。

区分	有効期間
区分（1の表に掲げる区分をいう。以下同じ。）1	令和3年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和4年4月30日まで
区分2及び3	令和3年5月1日（同月2日以降の許可は許可の日）から令和4年2月28日まで

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる条件を付することがある。

区分	条件
区分1	別記4の1から3まで
区分2	別記4の1、4、5
区分3	別記4の1、5

別記1 操業区域

- 1 兵庫県日本海海面
- 2 北緯36度線以北の兵庫県日本海海面
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域以遠の兵庫県日本海海面

別記2 漁業時期

- 1 5月1日から翌年4月30日まで
- 2 5月1日から翌年2月末日まで

別記3 漁業を営む者の資格

- 1 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者
- 2 鳥取県、島根県又は京都府知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者  
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)
- 3 兵庫県、鳥取県、島根県又は京都府以外の都道府県知事の漁船登録を受けた船舶を使用する者で、次に掲げる港の中から主たる港を含め2港以内を漁獲物の陸揚港として選定し、陸揚げの同意を得ている者  
(陸揚港 津居山港、竹野港、柴山港、香住港、浜坂港)

別記4 条件

- 1 船体両側の見やすい位置に別記様式第1号の許可番号を標示するとともに、船体の高い位置に別記様式第2号の標旗を掲げなければならない。
- 2 集魚に使用する光力の制限は別表のとおりとする。
- 3 漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域において操業する場合、集魚灯に使用する電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない。
- 4 北緯36度線以北の海域のうち、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域内において操業する場合、集魚灯数の最高限度は3キロワット以内の電球18個までとし、電球の数はソケット数にかかわらず18灯を超えて取り付けはならない。
- 5 次に掲げる港以外の港で漁獲物を陸揚げしてはならない。ただし、暴風雨、船体の損傷、その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。

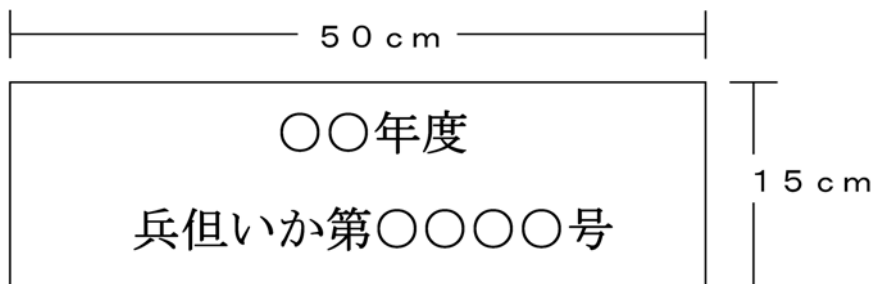
( ) 港 ( ) 港

別表 集魚に使用する光力の制限

適用する海域	適用する水深帯	漁船1隻が点灯できる集魚灯数の最高限度
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以西の兵庫県日本海海面	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線以浅	3キロワット以内の電球 9個 ただし7月1日から9月30日までの間は6個
	東経134度31.04分、水深100メートルの点と、鳥取県と兵庫県との境界正北、距岸3,500メートルの点とを結んだ線から、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規	3キロワット以内の電球 18個

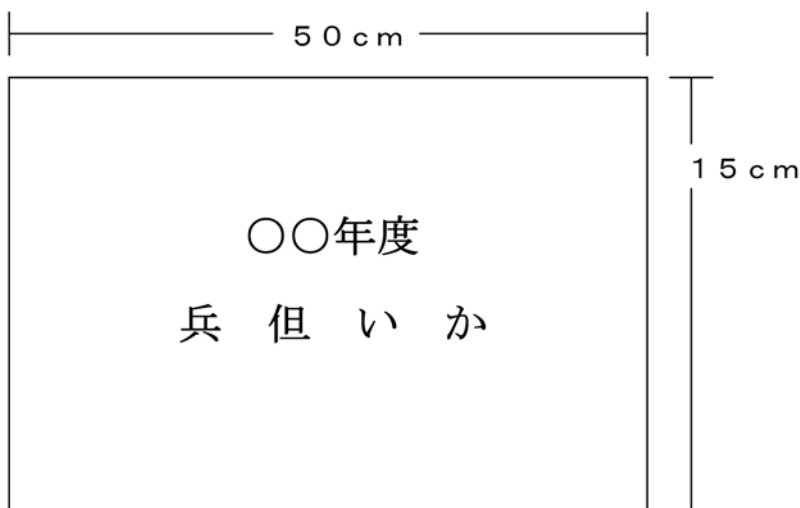
	定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	
鋸崎から真方位0度の線 (東経134度31.04分の線) 以東の兵庫県日本海海面	水深100メートルまで	3キロワット以内の電球 6個
	水深100メートルから水深200メートルまで	3キロワット以内の電球 15個
	水深200メートルから、漁業の許可及び取締り等に関する省令第23条の規定によりいか釣り漁業の操業が禁止されている海域まで	3キロワット以内の電球 18個

別記様式第1号



許可プレートの色は白地、文字は黒とする。

別記様式第2号



兵庫県告示第117号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)



第R02淡路位置 0008号	3.1.18	南あわじ市賀集野田字北土井343番の一部、 345番1の一部、345番1地先里道の一部、字 上久保252番3の一部、252番3地先水路の一 部	5.5	33.3
-------------------	--------	--	-----	------

公 告

令和3年度播磨臨海地域道路計画調査業務に係る公募型プロポーザルの実施

令和3年度播磨臨海地域道路計画調査業務について公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 業務概要

(1) 業務名

令和3年度播磨臨海地域道路計画調査業務

(2) 業務内容

播磨臨海地域道路の計画調査に関する業務一式

(3) 本業務の業務規模の上限価格

99,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

(4) 業務期間

契約日の翌日から令和4年3月25日まで（予定）

2 資格要件

参加表明者は、別途配布する応募要領で定める資格要件を有すること。

3 事務局及び応募要領等配布場所・期間

(1) 事務局

兵庫県県土整備部土木局高速道路推進室計画推進班 担当：奥村、寺田、堤  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
電話 (078) 341-7711（内線4479） F A X (078) 362-3948

(2) 配布場所

応募要領等を本県のホームページにて公表する。

（ホームページアドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks09/harimarinkai\\_r3proposal.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks09/harimarinkai_r3proposal.html)）

(3) 掲載期間

令和3年2月2日（火）から同月12日（金）まで

4 参加表明受付等（参加資格審査申請書類の提出及び参加資格審査）

(1) 提出期間

令和3年2月3日（水）から同月12日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

事前に連絡のうえ、事務局に持参し、又は郵送すること。

(3) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）

イ 建設コンサルタント入札参加資格について入札参加資格登録の通知はがきにより確認した登録状況を打ち出したもの

ウ 業務実施体制・配置予定技術者（様式2）

エ 企業の実績等（様式3-1）

オ 企業の過去10年間における同種又は類似業務実績等（様式3-2）

カ 企業の業務成績（様式4）

キ 配置予定管理技術者の経歴等（様式5-1）

ク 配置予定管理技術者の過去10年間における同種又は類似業務実績等（様式5-2）

ケ 配置予定管理技術者の業務成績（様式6）

コ 自己評価申告書（予備審査）（様式7） ※Excelデータも提出すること。

紙面：アからコまで各3部、CD-R：1部（アからコまでの全データを格納）

根拠資料も必ず添付すること。なお、審査において、資料に不備がある場合は参加を認めない。

提出した書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

5 企画提案書の提出

企画提案書は、予備審査により参加を認められた者のみが提出できるものとする。

(1) 提出期間

令和3年2月25日（木）から同年3月17日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

事前に連絡のうえ、事務局に持参し、又は郵送すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書（様式9）

イ 業務の実施方針、実施フロー、工程計画（様式10）

ウ 評価テーマに対する技術提案（様式11）

エ 配置予定担当技術者の経歴等（様式12-1）

オ 配置予定担当技術者の過去10年間における同種又は類似業務実績等（様式12-2）

カ 配置予定担当技術者の業務成績（様式13）

キ 配置予定照査技術者の経歴等（様式14）

ク 参考見積書（様式15）

ケ 自己評価申告書（本審査）（様式16） ※Excelデータも提出すること。

紙面：アからケまで各3部、CD-R：1部（アからケまでの全データを格納）

根拠資料も必ず添付すること。なお、審査において、資料に不備がある場合は参加を認めない。

提出した書類について事務局が説明を求めた場合は速やかにこれに応じること。

6 その他

詳細は応募要領による。

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年2月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

揖保郡太子町福地字龍野道41番2、41番4、41番5、41番6、41番8、41番9、41番11、56番、57番  
同 郡同 町老原字了源寺山85番3、85番4、86番4、86番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

揖保郡太子町福地字竜野道41番地の5  
株式会社アズマ 代表取締役 馬場 隆

3 許可年月日及び許可番号

令和3年1月5日  
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-36-2号（1太子）

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年2月2日

契約担当者

中播磨県民センター長 小橋浩一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- 兵庫県西播磨総合庁舎ほか14庁舎で使用する電気 予定数量3,087,938キロワット時／年
- 2 契約に関する事務を担当する県民センターの名称及び所在地  
中播磨県民センター 姫路市北条1-98
  - 3 落札者を決定した日  
令和3年1月14日
  - 4 落札者の名称及び住所  
株式会社ホープ 福岡市中央区薬院1-14-5 MG薬院ビル
  - 5 落札金額  
40,046,540円(税抜)
  - 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 7 入札公告をした日  
令和2年11月13日

病院局公告

落札者の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年2月2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
据置型デジタルX線テレビ装置 1基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額  
38,060,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月8日



落札者の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年2月2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
据置型CアームデジタルX線テレビ装置 1基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立西宮病院総務部経理課 西宮市六湛寺町13-9
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4番8号
- 5 落札金額

39,996,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月8日



**落札者の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年2月2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
全身用コンピュータ断層撮影装置 1基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立ひょうごこころの医療センター総務部経理課 神戸市北区山田町大谷上字登り尾3
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4-8
- 5 落札金額  
54,450,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月8日



**落札者の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
令和3年2月2日

兵庫県病院事業 契約担当者  
兵庫県病院事業管理者 長嶋達也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
内視鏡システム一括調達 1基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立加古川医療センター総務部経理課 加古川市神野町神野203  
県立姫路循環器病センター総務部経理課 姫路市西庄甲520  
兵庫県病院局経営課業務班 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4-8
- 5 落札金額  
90,090,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月8日



**落札者の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

令和3年2月2日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
体外衝撃波結石破碎装置 1基
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院等の名称及び所在地  
県立尼崎総合医療センター経営企画部経理課 尼崎市東難波町2-17-77
- 3 落札者を決定した日  
令和2年12月18日
- 4 契約の相手方の名称及び住所  
宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5丁目4-8
- 5 落札金額  
59,675,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
令和2年12月8日